

令和4年6月24日

出産入院に関する費用に係る消費税相当額の
誤徴収について（お詫び）

■ 概要

この度、当院において、非課税とされている出産入院時の費用の一部について、消費税相当額を誤徴収していたことが判明いたしましたので、別紙のとおり公表いたします。

当院の不手際により、ご迷惑をおかけしました皆さまに対して、心よりお詫びを申し上げますとともに、対象となる方々への返金手続きを進めてまいります。

【別紙】

出産入院に関する費用に係る消費税相当額の誤徴収について（お詫び）

【本発表資料のお問い合わせ先】

富山大学附属病院 医事課

TEL : 076-434-7095(直通)

E-mail ijika@adm.u-toyama.ac.jp

出産入院に関する費用に係る消費税相当額の誤徴収について（お詫び）

1 概要

平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされている出産入院に関する費用の一部について、非課税とすべきところ、課税扱いとして消費税相当額を加算し費用を徴収していることが判明いたしました。

(1) 対象期間：平成24年5月～令和4年5月

（民法の債権消滅時効10年による）

(2) 返金対象者数（実人数）と返金額（遅延損害金は除く）

返金対象者数（実人数）2,021人 返金額 993,242円

（内訳）注：重複があるため、内訳の合計人数と実人数は一致せず。

①新生児等のおむつ使用料	1,809人	777,193円
②病衣貸与料	1,063人	27,561円
③ビタミンK2シロップ	477人	17,126円
④新生児聴覚検査料	437人	133,400円
⑤差額ベッド料	50人	37,962円

（参考）最大返金額 4,915円、最小返金額 5円

2 返金方法

返金対象となる方には、誤徴収した消費税相当額に遅延損害金を加算した額を口座振込にて返金いたします。

対象者の皆さまにお詫びと返金方法のお知らせを順次郵送いたします。同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

3 再発防止策

- ・今回処理を誤った費用について非課税となるようシステム修正済み。今後、法令等の改正があった場合、課税区分を正しく選択できるようシステム修正を行うとともに、税理士等による確認を実施する。
- ・職員に対して消費税の取扱いに関する国の通知等の内容を周知徹底する。

（お問い合わせ先）

富山大学附属病院 医事課

電話 076-434-7095（平日（土日祝日除く）8:30～17:15）

E-mail ijika@adm.u-toyama.ac.jp